

登園届

南ヶ丘こども園 園長殿

クラス名 _____

園児名 _____

診断名： _____ (診断日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

_____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関 [_____] を受診し、病状が回復し
 集団生活に支障がない状態となったため、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可と判断されました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名 _____

園は集団生活の場です。感染症の流行をできるだけ防ぐことはもちろん、園児が一日快適に生活できることが大切です。下記左表の感染症については、登園のめやすを参考に、医療機関に再度受診し、登園可否の確認を行ったうえで、保護者が登園届を記入し、提出をお願いします。

(症状等について不明な点がある場合は、園から受診された医療機関に、問い合わせをする場合があります。)

【登園届の提出が必要な主な感染症】

詳しい感染症基準は、「園のしおり」P10・11に掲載していますので、そちらをご覧ください。

※下記以外の感染症も掲載しています。

必ず再受診が必要な感染症

| 感染症名 | 登園のめやす |
|-------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過してから |
| 風しん | 発しんが消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがなくなってから |
| 結核 | 感染のおそれがなくなってから |
| 咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症) | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 腸管出血性大腸炎 (O157、O26、O111 等) | 症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |

医師の診断が必要な感染症

| 感染症名 | 登園のめやす |
|------------------------------|---------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治っていること |
| 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ロタ、ノロ、アデノウイルス等) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | すべての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発しん | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
| とびひ | 皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること |